令和５年度
富山県鳥獣保護区等位置図

富山県

注 意 事 項

(1) 狩猟者登録証の携帯及び呈示は義務づけられています。第一種銃猟、第二種銃猟の狩猟者登録者は銃砲所持許可証の携帯も忘れないこと。
(2) 狩猟者証章は胸部又は、帽子につけること。
(3) わな及び網には使用者の住所氏名、知事名、登録年度及び登録証番号を明記した金属製又は、プラスチック製の標識を付けること。
(4) 狩猟者が住所又は、氏名を変更した場合は、必ず２週間以内にその旨を所轄鳥獣林振興センター(富山県外在住の方は県庁自然保護課)に届け出ること。
(5) 狩猟者登録証、狩猟者証章を亡失したときは、遅滞なく受付を受けた行政庁に届け出ること。
(6) 銃統用火薬類を亡失又は、盗取されたときはその旨をただちに警察署に届け出ること。
(7) 狩猟者登録証は捕獲した鳥獣の種類、捕獲場所(本位置図のメッシュ番号)を記入し、猟期が終った日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納すること。
(8) 土地所有者等第三者の権益をおかさないこと。公園、ゴルフ場など、銃撃と接している場合は、危険防止の面からも十分留意するとともに不便を極おかさないこと。また、堰、樋その他開閉又は、作物のある土地などではその占有者等の承諾を得ること。
(9) 国有林野及び県有林野等で狩猟する場合は常時、作業員が仕事に従事している場合が多く、これらについては危険防止のうえからも十分注意する必要があるので、事前に責任者の承諾を得てから行動すること。
(10) 区域の表示については、平成16年10月以前の市町村名に基づくものが含まれています。

１．鳥獣保護区（国指定）

位置番号	名称および所在地	区域	期間
1	**北アルプス鳥獣保護区** （富山市・立山町・大山町） 64,819ha [特別保護地区15,729ha]	富山県下新川郡黒部市宇奈月町、中新川郡立山町芦峅寺区と新川郡大山町西谷田和倉山登新川郡黒部市宇奈月町の区域を除く。1)、10)から13)は立山砂防事務所から10キロ以内の区域を除く。上新川郡大町町北葛城森林群(和田川から山王ロの区域を除く。)、1)から9)までの各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域。黒部湖の区域。	平成26年11月１日から 令和６年10月１日まで

２．鳥獣保護区（県指定）

位置番号	名称および所在地	区域	期間
2	**城山鳥獣保護区** （砺田町） 293ha	下新川郡砺田町西地内側川河口右岸を起点とし、同地から北北方500メートルの地点を見通し、さらに同地から西ノ島北東端に至り、同地から西ノ島沿ノ無野より東に沿ノ無野を経由し、同地から同地東北東西方、出ノ鼻側海岸(砺田町中尾電力所)の放水路口の右岸に至り、同地から、同地東北東西方を起点とし、同地から、同地点を北西方、砺田ノ鼻の岸を辿り、同地から、同地点